

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	3. 4. 23
宛 先	関 係 所 属 長	担 当 課	生 活 環 境 課

長野県光化学オキシダント緊急時対策要綱に基づく適切な対応について

1 趣旨

「長野県光化学オキシダント緊急時対策要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、光化学オキシダント高濃度時における注意報等発令の際の対応について、その要領を示すもの。

2 光化学オキシダントについて

光化学オキシダントとは、自動車や工場等から排出される窒素化合物、揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の強い紫外線を受けることで生成されるオゾンなどの総称で、光化学オキシダントが高濃度となり光化学スモッグ（空に白いモヤがかかったような状態）が発生すると、目の痛みや、のどの痛みを引き起こし、農作物などにも影響を与えるものである。

3 注意報等発令時の対応

(1) 発令時の情報伝達要領

別紙1「注意報等発令時の警察対応図」（略）のとおり、県環境部水大気環境課から注意報等の情報が発令されたときは、交通規制課及び生活環境課を経由して、別紙2「発令地域別対応警察署等一覧」（略）の発令地域に応じた対応警察署に情報を伝達するので、対応警察署においては、要綱に従い交通対策、被害状況の報告等を実施すること。

(2) 交通対策

対応警察署は交通規制課と連携して、次の措置を行うこと。

ア 注意報時

交通情報板等を活用し、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の使用者若しくは運転者に対し、発令地域内における自動車等の運行を自主的に制限するよう必要に応じて協力を求める。

イ 警報時

交通情報板等を活用し、自動車等の使用者若しくは運転者に対し、発令地域内における自動車等の運行を制限するよう協力を求める。

ウ 重大警報時

人の健康と生活環境に重大な被害が生ずるおそれがあるとして、県知事から要請があった場合には、道路交通法第110条の2第1項の規定による交通規制を行う。

(3) 被害状況の報告

（略）

(4) 県に対する連絡

（略）

4 資料の添付

「長野県光化学オキシダント緊急時対策要綱」（略）